



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- おきなわ工芸の杜の利用料金の承認（ものづくり振興課） 1
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 4

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定・2件（税務課） 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・3件（中小企業支援課） 5

告 示

沖縄県告示第213号

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号）第16条第3項の規定により、次のとおりおきなわ工芸の杜の利用料金を承認した。

令和7年5月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 おきなわ工芸の杜
- 2 指定管理者 おきなわ工芸の杜共同企業体
代表者 株式会社沖縄TLO 西原町字千原1番地琉球大学産学官連携推進機構内
株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 3 利用料金の適用年月日 令和7年4月1日
- 4 利用料金の額
(1) 施設利用料金

区分		単位	利用料金の額
貸し工房		1平方メートル1月につき	540円
共同工房	織物	主室	1時間につき 1,730円
		染色室	1時間につき 1,560円
		糸くくりスペース	1区画1日につき 1,040円
	染物	主室	1時間につき 1,990円
		反物張りスペース	1区画1日につき 1,040円
		のり置き作業スペース	1区画1日につき 400円
		紗張り室	1時間につき 100円
洗い場		1区画1時間につき	260円
漆芸	素地室	1時間につき	1,120円

		下地・加飾室	1時間につき	300円
		上塗り室	1時間につき	180円
	木工・さんしん	仕上室	1時間につき	3,380円
		組立室	1時間につき	340円
		塗装室	1時間につき	370円
	金細工	主室	1時間につき	1,050円
	工芸縫製	主室	1時間につき	1,300円
体験工房	1号室（ガラス）		1平方メートル1月につき	1,060円
	2号室（陶芸）		1平方メートル1月につき	700円
	3号室（織物・染物）		1平方メートル1月につき	720円
	4号室（その他）		1平方メートル1月につき	560円
多目的室	1号室、2号室及び3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,400円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,800円
エントランスホール	工芸産業に関連する催物に利用する場合		1日につき	10,000円
	その他の催物に利用する場合		1日につき	20,000円
展示室	1号室及び2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室1日につき	5,500円
		その他の催物に利用する場合	1室1日につき	11,000円

(2) 附属設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台設備	演台	1台	400円
	プロジェクター	一式	700円
	スクリーン	1台	140円
	ホワイトボード	1台	90円
音響設備	ワイヤレスマイク	1本	400円
	ワイヤレスピンマイク	1本	400円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
織物	織機（大）	一式1時間につき	30円
	織機（中）	一式1時間につき	30円

	織機（小）	一式1時間につき	30円
	電動たて糸巻取り機	一式1時間につき	60円
	手動たて糸巻取り機	一式1時間につき	50円
	合燃機 <small>ねん</small>	一式1時間につき	60円
	鋳物ガスコンロ	一式1時間につき	130円
	糸乾燥機	一式1時間につき	310円
	繰り返し機	一式1時間につき	130円
	かせ揚げ機	一式1時間につき	170円
	遠心分離脱水機	一式1時間につき	60円
染物	粉碎機	一式1時間につき	70円
織物・染物	蒸し機	一式1時間につき	660円
	自動染色機	一式1時間につき	1,000円
漆芸	堆錦餅ローラー	一式1時間につき	50円
	漆乾燥機	一式1時間につき	90円
	木工ろくろ	一式1時間につき	280円
	振とう機	一式1時間につき	40円
	播漬機 <small>らい</small>	一式1時間につき	60円
	粉碎機	一式1時間につき	80円
	研磨台	一式1時間につき	120円
木工・さんしん	丸のご昇降盤	一式1時間につき	360円
	かんな盤	一式1時間につき	440円
	小型かんな盤	一式1時間につき	330円
	糸のご盤	一式1時間につき	30円
	帯のご盤	一式1時間につき	380円
	研磨機	一式1時間につき	190円
	角のみ盤	一式1時間につき	70円
	木材乾燥庫	一式1時間につき	700円
	コンプレッサー	一式1時間につき	100円
	旋盤	一式1時間につき	340円
	フラッシュプレス	一式1時間につき	160円
	金細工	鋳造機	一式1時間につき
帯のご盤		一式1時間につき	90円
研磨機		一式1時間につき	220円

	プレス機	一式1時間につき	110円
工芸縫製	バンドマシン	一式1時間につき	440円
	革加工機	一式1時間につき	250円
	腕ミシン及び平ミシン	一式1時間につき	120円
	上下送りミシン	一式1時間につき	70円
	ボストンミシン	一式1時間につき	70円
	工業用アイロン	一式1時間につき	60円

備考

- 1 利用料金の額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金の額が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の額の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金の額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 4 「半日」とは、午前9時から午後1時30分まで又は午後1時30分から午後6時までをいう。
- 5 附属設備利用料金の額は、1回ごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1回の使用とみなす。

沖縄県告示第214号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和7年5月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

沖縄県告示第215号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年5月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市字白川から字知花まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年1月20日から同年3月21日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和7年5月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和7年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 代表取締役 天久進 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 契約金額 62,325,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和7年5月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステムのe L T A X第5期更改対応改修業務（令和7年度実施分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和7年4月17日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 支店長 宇野徹 那覇市久茂地2丁目2番2号
- 5 契約金額 71,102,625円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンてだこ浦西 浦添市前田三丁目19街区40画地ほか54筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 鯉淵豊太郎、株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 上野善紀
- 3 法第8条第1項の規定による浦添市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和7年5月23日から同年6月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーアス沖縄豊崎 豊見城市字豊崎3番地35
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウス工業株式会社 大阪府大

- 阪市北区梅田三丁目3番5号 代表取締役 芳井敬一
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
 - 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
 - 5 縦覧期間 令和7年5月23日から同年6月24日まで
 - 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号 代表取締役 伊藤光博、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北哲弥
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和7年5月23日から同年6月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---